



薬剤管理指導料算定件数

<項目解説>

薬剤管理指導料は、医師の指示に基づき薬剤師が直接入院患者の服薬指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。

有効かつ安全な薬物療法がおこなわれていることを担保するものであり、より高い算定件数が望まれます。

<当院の実績>

【平成25年度】	10,750件
【平成26年度】	10,861件
【平成27年度】	9,691件
【平成28年度】	8,973件
【平成29年度】	3,315件

<当院の自己点検評価>

当院では、平成26年9月に電子カルテ機能を備えた基幹システムを更新し、業務の効率化を図っております。ま病棟業務における服薬指導支援システムと電子カルテ情報のリアルタイム取り込みと、システム上での入力を行うことで、記録作成にかかる時間短縮を進めております。

薬剤管理指導記録は電子カルテ上からも閲覧可能であり、医師、看護師、薬剤師の情報共有に役立っています。

<定義>

- ・「B008 薬剤管理指導料」算定件数

<算式>

実数